

令和8年度特殊詐欺被害防止啓発ターゲット広告業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 本事業の概要

- (1) 業務名：令和8年度特殊詐欺被害防止啓発ターゲット広告業務
- (2) 業務内容：別紙「業務仕様書」のとおり
 - ※ 契約締結時の仕様書は、本要領に示す内容及び応募者から提案があった内容に基づき、変更することがある。
- (3) 委託期間：契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 予算上限額（契約限度額）：金100万円（消費税及び地方消費税を含む）
 - ※ この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案の上限額であり、これを超える提案は失格とする。
 - ※ 積算内訳において、「広告テロップ（配信実費）」と「運用手数料・制作費」を明確に分離して記載すること。

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす法人又は団体とする。

- (1) 富山県競争入札参加資格者名簿に登載されている者又は登載手続き中の者であること。
- (2) 過去3年間において、国、地方公共団体、又は公的機関において、WEB広告・SNS広告の配信・運用業務、又はデジタルコンテンツの制作業務の元請受託実績を有すること。
- (3) 富山県内において迅速な対面協議や、緊急時の24時間以内の配信調整対応を行うため、富山県内に本社、支店、営業所等の常駐拠点を有する、又はそれに準ずる緊密な連絡体制を構築できること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 本プロポーザルの公募開始の日から契約締結の日までの間、富山県の指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。
- (7) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者
- エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者

3 参加手続き等

(1) 参加申込み

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、下記により必要書類を提出すること。

- ① 提出期限 令和8年7月16日（木）17時【必着】
- ② 提出方法 電子メール（提出先は下記「9 提出先・問合せ先」を参照）
- ③ 提出書類 以下の書類をセットして、提出すること。
 - ・プロポーザル参加申込書（様式第1号）
 - ・会社概要書（様式第2号）

様式は適宜変更可能であるが、様式に準じた内容を記載すること。また、会社パンフレット等を添付する場合で、電子メールによる送信によりがたい場合は、郵送でも構わない（この場合は、郵送する旨を会社概要書に記載すること）。
 - ・役員一覧表（様式第3号）

役員全員について記載し、履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書を添付すること。

(2) 質問の受付及び回答

本プロポーザルについて質問がある場合は、電子メールにより、「質問書（様式第4号）」を用いて提出すること。電話及び口頭による質問は受け付けない。

- ① 提出方法 電子メール（提出先は下記「9 提出先・問合せ先」を参照）
- ② 質問受付期限 令和8年7月16日（木）17時
- ③ 質問に対する回答は、随時富山県のホームページ（「公募型プロポーザル」ページ）に掲載する。
- ④ 以下の質問については、受け付けない。
 - ・ 他の応募者に関する質問

- ・ その他、本プロポーザルに関係のない質問
- (3) 参加の辞退
- 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、令和8年7月27日（月）17時までに辞退届（様式任意）を提出すること。

4 企画提案書等の提出

参加希望者は、下記により必要書類を提出すること。ただし、提出する案は、参加者1社につき1案とする。

- ① 提出期限 令和8年7月27日（月）17時【必着】
- ② 提出方法 電子メール（提出先は下記「9 提出先・問合せ先」を参照）
- ③ 提出書類 以下の書類をセットして、提出すること。
 - ・ 企画提案書提出届（様式第5号）
 - ・ 企画提案書
 - ※ 内容には、次の内容を盛り込むこと
 - － ターゲティングの配信設計
 - － 配信媒体の選択内容とその根拠
 - － ブランドセーフティ対策
 - － K P I の設定と定期報告の要領
 - － 運用体制、緊急事態等における対応
 - － 類似業務の実績（自治体や警察からの受託など）
 - ※ 用紙サイズはA4判、横書き、左綴じとする（動画の画面サンプル等はA3判も可）。
 - ※ ページ数は、表紙・目次を除き、原則15ページ以内とする。
 - ・ 価格提案書
 - ※ 様式は問わないが、詳細な積算根拠や内訳明細書を添付すること

5 審査

- (1) 審査による選定
- 業務委託の契約候補者（以下「候補者」という。）を選定するため、「特殊詐欺被害防止啓発ターゲティング広告業務委託プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。
- 選定委員会は、参加者が提出した書類の審査（及びプレゼンテーション）を実施の上、評価得点が最上位の者を選定する。ただし、企画提案書の提出者が多数の場合は選定委員会において書類選考を行う場合がある。
- (2) 通知
- 候補者及び次点候補者に対して、選定された旨を通知し、他の提出者に対しては、選定されなかった旨を通知する。
- (3) その他
- 審査結果に対する異議申立てはできない。

6 契約に関する基本的事項

- (1) 契約方法
随意契約
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 見積書の提出
候補者に対して、所定の手続を経た上で、当該事業に関する見積書の提出を依頼する。
- (4) 契約不締結等の場合の措置
候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、次点候補者と所定の手続を経た上で、契約を締結するものとする。
- (5) 契約保証金
契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代わる担保の納付を求めることがある。
- (6) 再委託
業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務の一部の再委託については、事前に発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

7 その他の留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨に限る。
- (2) 提出先に対して電子メールを送信した際は、必ず、確認の電話をすること。
- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出された書類は返却しない。また、企画提案書の作成に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- (5) 提出された企画提案書に虚偽の記載があった場合は、参加資格を取り消すとともに、指名停止等の措置を講じる場合がある。

8 スケジュール（実施手続きの時期）

- (1) 実施要領等公表（ホームページ掲載）：令和8年7月2日（木）
- (2) 質問書の受付期限：令和8年7月16日（木）17:00まで
- (3) 参加申込書の提出期限：令和8年7月16日（木）17:00まで
- (4) 企画提案書等の提出期限：令和8年7月27日（月）17:00まで
- (5) プロポーザル審査：令和8年7月下旬～8月上旬（予定）
※ 実施の詳細については別途、参加者に連絡する。
- (6) 選定結果公表（ホームページ掲載）：令和8年8月中旬～8月下旬（予定）

9 提出先・問合せ先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課犯罪抑止対策室

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

TEL : 076-441-2211 (内線3411~3413、3415)

E-mail : seikatsuanzen@pref.toyama.lg.jp